

(目的)

第1条 天王寺動物園の運営において、平成28年度中に策定予定の「天王寺動物園基本計画（「101計画」）」に基づき、集客・社会教育施設としての魅力向上と動物園を維持するための機能向上を着実に実施し、経営的な視点も加味したうえで、より効果的・効率的に動物園を運営することができる経営形態の検討を行うにあたり、必要な専門的見地による意見又は助言を聴取するため、天王寺動物園経営形態検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 今後の天王寺動物園の持続可能かつ発展的な運営に適した経営に関すること
- (2) 社会教育施設・サービス施設の両側面から見て、現代的に動物園に求められている事柄に応じた組織のあり方に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(懇談会の委員)

第3条 懇談会の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 懇談会は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、本市が特に定める事項について守秘義務を負うこととする。

(座長)

第4条 懇談会の座長は委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(期間)

第5条 会議の開催期間は、施行日から平成29年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は建設局公園緑化部調整課改革担当が担う。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会において定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月12日から施行する。